

災害時における応急対策活動に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と三条市災害応急活動隊（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市地域防災計画に基づき、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、道路、河川、公園、学校その他の公共施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るため、甲が行う応急工事その他の応急対策への協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し協力を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、原則として甲の指示に基づき協力するものとする。

（連絡責任者等）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙の協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

（損害補償等）

第5条 協力の業務に従事した乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

2 前項に定めるもののほか、損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、決定する。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 國定 勇 人

乙 三条市西本成寺二丁目27番7号
三条市災害応急活動隊
代表者 西 光 明